

船舶インシデント調査報告書

平成31年1月23日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（機関故障）
発生日時	平成30年4月30日 12時50分ごろ
発生場所	高知県高知市下竜頭岬南方沖 高知灯台から真方位180° 11.6海里付近 （概位 北緯33° 18.2′ 東経133° 34.4′）
インシデントの概要	プレジャーボートとき丸は、北進中、主機の運転ができなくなり運航不能となった。
インシデント調査の経過	平成30年7月19日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート とき丸、2.0トン
船舶番号、船舶所有者等	282-12837高知、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東、風力 2、視界 良好 海象：波高 約0.8m
インシデントの経過等	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者1人を乗せ、定係港に向けて北進中、主機冷却清水温度が約80℃まで上昇したので船長が主機を止めて点検を行ったところ、主機冷却清水タンクの水位が低くなっていることが分かり、清水タンクの補給口から清水を補給しながら主機の運転を続けた。</p> <p>船長は、主機冷却清水の漏えい箇所を調べたが、見付けることができなかった。</p> <p>本船は、主機冷却清水タンクの水位の低下が止まらず、清水を使い果たしたので、船長が118番通報を行った後、しばらくして主機の運転ができなくなった。</p> <p>本船は、来援した巡視艇から清水の補給を受け、巡視艇に伴走されて航海を再開し、定係港に帰港した。</p> <p>本船は、後日、機関整備業者の点検を受け、主機冷却清水タンク内に装備された清水冷却器の冷却管に破口が生じ、冷却清水が海水側に漏えいしていることが確認された。</p> <p>船長は、機関整備業者から、本船の主機冷却海水系統には防食亜鉛が装着されていないことを確認した。</p> <p>船長は、15年以上のプレジャーボートの運航経験があり、本船を月1～2回程度操船しており、日常的な主機冷却清水の減少はなく、</p>

	<p>出港前日及び発航前点検時にも主機等に問題がないことを確認していた。</p>
<p>分析</p>	<p>本船は、下竜頭岬南方沖を北進中、主機冷却清水の清水冷却器に破口が生じたことから、冷却清水が海水側に漏えいし、同清水がなくなって主機の運転ができなくなり、運航不能となったものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本インシデントは、本船が、下竜頭岬南方沖を北進中、主機冷却清水の清水冷却器に破口が生じたため、冷却清水が海水側に漏えいし、同清水がなくなって主機の運転ができなくなったことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 取り外し等により容易に点検ができない冷却器等については、運転時間（年数）に応じて部品交換を行うことが望ましい。